

## 佐倉市総合評価検討委員会設置要領

### (目的)

第1条 この要領は、佐倉市が発注する建設工事のうち、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件が佐倉市にとって最も有利なものを持って申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価方式」という。）による制限付き一般競争入札の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 前条の目的を達成するため、佐倉市総合評価検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項について、審議するものとする。

- (1) 総合評価方式により入札を行うことの適否に関すること。
- (2) 価格その他の条件が佐倉市にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）に関すること。
- (3) その他総合評価方式による入札の実施に係る必要事項に関すること。

### (組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (委員会)

第5条 委員長は、副市長を、副委員長は、財政部長をもって充てる。

- 2 委員は、企画政策部長、総務部長、市民部長、福祉部長、子ども支援部長、健康推進部長、産業振興部長、環境部長、土木部長、都市部長、危機管理部長、資産経営部長、教育部長及び上下水道部長の職にある者をもって充てる。
- 3 前項の委員に事故がある場合は、あらかじめ当該委員の指名する職員がその職務を代理するものとする。

### (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の三分の二以上の多数により決するも

のとする。

(秘密の保持)

第7条 会議の内容については、部外者に漏れないように秘密を保持するとともに、その取扱いに十分注意しなければならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、佐倉市入札参加資格審査委員会規程（平成15年訓令第13号）第9条に規定する所属において処理する。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日佐契第1201号）

この要領は、令和3年4月1日から施行する。